

証券コード 6240
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8
ヤマシンフィルタ株式会社
代表取締役社長 山 崎 敦 彦

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.yamashin-filter.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（当社名）又は証券コード（6240）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月27日（火曜日）午後4時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜 会議センター 5階
503会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第68期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件
第5号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の連結注記表
③ 計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、ご出席の旨を事前に事務局へお知らせください。

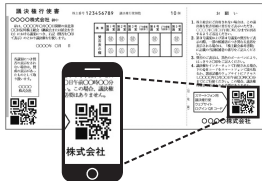
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

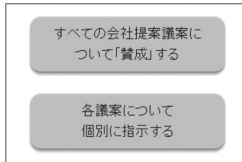
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使について

(1)賛否の取扱い

議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2)議決権の重複行使

- ① 議決権行使書とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
- ② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合又は議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

(3)議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

(4)議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部(下記)**までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-768-524(受付時間 午前9:00～午後9:00 年末年始を除く)

(2)上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-288-324(受付時間 午前9:00～午後5:00 土日休日を除く)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）における世界経済は、欧州での地政学リスクの長期化を背景としたエネルギーコスト・資材価格の高騰、物価高が継続するなか、歴史的なインフレ策として、利上げを軸とした欧米諸国の金融政策による企業経済への悪影響や急激な為替変動が生じており、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような環境の中、当社グループの主力事業である建機用フィルタ事業においては、主要地域である北米、日本、欧州、アジア市場においては、建機の稼働時間と新車需要は堅調に推移いたしました。一方、中国市場においては経済活動の停滞により需要は大きく減少し、当連結会計年度における当社の売上高は減収となりました。

また、利益面では、価格転嫁の実施により収益性は回復傾向にあります。アルミや鋼材等の主要原材料価格や海上輸送費の高止まりの継続や、円安の影響等により減益となりました。

当社グループは、引き続き、環境負荷低減に貢献するロングライフのフィルタ製品やタンク内の気泡を除去するエアレーション技術、フィルタの汚染度や交換頻度を感知するセンサ技術を搭載した高付加価値フィルタ製品の主要得意先への提案を進めており、各建機メーカーの新機種への製品供給が順次開始されております。

また、主要市場である北米市場においては、世界最大手建機メーカーに対する当社の燃料用、トランスミッション用フィルタ等の新規提案・採用が進展しております。一方、減益要因となっている原材料価格や物流コストの高騰、為替変動への対策としては、更なる価格転嫁を実行するとともに、原価改善の取り組みとして、プロジェクトPAC23の推進に加え、設計開発段階での機能や材料の見直し、生産プロセスの簡素化、部品の共通化、品質管理の更なる強化等を行うことにより製品ライフサイクル全体でのコストの削減に取組み利益の改善に努めてまいります。更には、サプライチェーンの見直しや生産地移管によるグローバル生産供

給体制の構築により、原材料調達の安定化と物流コストの低減を実現することで、外部環境変化やリスクへの適応力の強化を図り、資本効率の更なる改善と収益性の拡大に努めてまいります。

エアフィルタ事業においては、主力製品であるビル空調用フィルタの交換需要の回復により、売上高は増加いたしました。利益面では、原材料価格の高騰に対する価格転嫁の実施、及び生産効率の改善並びに経費削減等の効果により、増益となりました。また、新たにロングライフ、低圧損、高捕集率のナノファイバー製エアフィルタ（製品名:NanoWHELP）の、オフィスビルや商業施設、ホテル、病院、工場等への採用が進展しております。また、昨今のカーボンニュートラルという大きな流れの中で企業に求められる温室効果ガスの削減のための有用な手段の一つとして、当社製品であるNanoWHELPはその素材の特性により他社製エアフィルタに比し、年間で約30%近いCO₂の削減効果と同時に光熱費も大きく低減できる製品であることから、ビル用空調システム市場を中心に今後大きく成長することが見込まれます。更に、当社グループは国内では唯一、エアフィルタ性能規格として最も権威のあるアメリカ暖房冷凍空調学会（ASHRAE）の定めるエアフィルタの性能等級であるMERV（16の等級に区分され最高性能等級は16）では当社のNanoWHELPはMERV14・15・16の3つの等級を取得しているフィルタメーカーであり、この高い競争力と信頼性を活かし、今後、欧米市場をはじめとした、海外市場の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は186億5百万円(前年同期比1.1%減)となり、営業利益は12億35百万円(前年同期比8.1%減)、経常利益は9億15百万円(前年同期比30.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は6億45百万円(前年同期比1,270.5%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第67期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第68期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建機用フィルタ	14,169百万円	75.2%	14,328百万円	77.0%	159百万円	1.1%
産業用フィルタ	1,174百万円	6.3%	749百万円	4.0%	△425百万円	△36.2%
プロセス用フィルタ	900百万円	4.8%	867百万円	4.7%	△32百万円	△3.6%
エアフィルタ	2,577百万円	13.7%	2,659百万円	14.3%	82百万円	3.2%
合計	18,821百万円	100.0%	18,605百万円	100.0%	△216百万円	△1.1%

- (注) 1. セグメント情報における報告セグメントについて、上記事業区分の「建機用フィルタ」、「産業用フィルタ」及び「プロセス用フィルタ」を「建機用フィルタ事業」、「エアフィルタ」を「エアフィルタ事業」としております。
2. 当連結会計年度より、ヘルスケア事業の連結業績への影響を鑑み、建機用フィルタ事業に含めて開示することといたしました。このため、報告セグメントを従来の「建機用フィルタ事業」「エアフィルタ事業」「ヘルスケア事業」から、「建機用フィルタ事業」「エアフィルタ事業」に変更し、事業別売上高については「ヘルスケア」を「産業用フィルタ」に含めて開示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は6億7百万円であり、その主なものは、生産用金型の取得及び佐賀工場におけるナノファイバー生産設備の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

今後のグループ事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤の強化を図るため、取引銀行2行と借入極度額40億円のコミットメントライン契約（シンジケート方式）を2023年2月24日付で締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第65期 (2020年3月期)	第66期 (2021年3月期)	第67期 (2022年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	12,674,215	14,587,326	18,821,949	18,605,517
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	608,068	750,570	47,093	645,425
1株当たり当期純利益 (円)	8.79	10.69	0.66	9.03
総資産 (千円)	21,590,585	28,191,493	26,712,330	25,581,815
純資産 (千円)	18,201,690	20,682,481	20,571,385	20,977,758
1株当たり純資産額 (円)	263.07	289.59	288.09	293.12

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第65期 (2020年3月期)	第66期 (2021年3月期)	第67期 (2022年3月期)	第68期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	10,047,415	10,999,628	14,389,232	13,217,460
当期純利益 (千円)	236,416	636,531	236,240	200,626
1株当たり当期純利益 (円)	3.42	9.06	3.31	2.81
総資産 (千円)	18,470,434	23,258,148	21,781,427	20,544,665
純資産 (千円)	15,680,399	17,937,322	17,789,310	17,612,307
1株当たり純資産額 (円)	226.63	251.11	249.13	246.10

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
YAMASHIN AMERICA INC.	2,000千米ドル	100%	フィルタ販売
YAMASHIN EUROPE BRUSSELS	163千ユーロ	100%	フィルタ販売
YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.	1,098百万円	100%	フィルタ製造
YAMASHIN THAI LIMITED	110百万バーツ	100%	フィルタ販売
YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.	1,000万人民元	100%	フィルタ研究・開発・販売
株式会社アクシー	50百万円	100%	エアフィルタ製造・販売
YAMASHIN VIETNAM CO., LTD	74,861百万ドン	100%	フィルタ製造

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営戦略上の中長期的な目標として、「建設機械フィルタの専門メーカーから総合フィルタメーカーへの飛躍」-Yamashin Paradigm Shift- を掲げ、既存事業である建機用フィルタビジネス、エアフィルタビジネスの拡大に加え、産業資材としての活用を踏まえた新規事業ポートフォリオの確立に取り組み、時価総額1兆円企業を目指し、中期的持続的成長を実現するために、次に掲げる課題に重点的に取り組んでまいります。

① 事業ポートフォリオの拡大

建機用フィルタ事業においては、新技術や高付加価値化の実現による製品ラインナップの拡充や中国市場でのシェア拡大に加え、当社が確立したナノファイバーの量産化技術を軸に、主要建機メーカーの次世代グローバルスタンダードとして、ナノファイバー製油圧フィルタの開発供給を進めてまいります。また、第2の事業セグメントである、エアフィルタ事業においては、ナノファイバー技術による差別化製品の開発に努め、海外市場も視野に積極的なM&Aを含む当該事業の拡大を迅速に進めてまいります。更には、第3の事業ポートフォリオとして、様々な産業資材としての活用を踏まえた新たな

事業の確立により、当社グループ全体の企業価値の向上を図ってまいります。

② 収益性の改善

当社グループは、利益創出体制の確立を企図した全社的プロジェクトである「Project PAC 23」を立ち上げ、販売、生産、開発及び物流拠点の最適化を図り、グローバルサプライチェーンを強化し、主要市場における品質管理・保証体制を踏まえた製品供給機能、生産機能及び開発機能の適切な連携体制を整備することで継続した収益性の改善を図ってまいります。

③ 人材の育成強化

当社グループは、日本・欧米・アジア地域に販売会社、アジア地域に生産会社及び開発会社を子会社として擁し、グローバルに事業展開しておりますが、今後は、海外M&Aも踏まえた事業展開も想定されることから、より一層海外拠点の重要性が増すと考えております。このため、当社グループでは、日本国内のみならず海外拠点を含めたグループ全体の経営管理体制を担う有用な人材を育成・確保すべく、ダイバーシティ（人材の多様性）を踏まえた人材採用育成プログラムを新たに策定し、次世代の人材力強化に取り組んでまいります。

④ ガバナンスの更なる充実

当社グループは、持続的な事業成長と中期的企業価値の最大化を図ることを目的に、ガバナンス、コンプライアンス研修の拡充やフェアディスクロージャーを踏まえた情報管理の徹底等の取り組みを継続して実施しております。また、グループ会社が行う業務執行に関するリスクの監視・牽制機能（モニタリング）、内部監査で実施される評価業務の支援を目的とした社内委員会として、取締役社長の諮問機関である業務監理委員会を設置しております。同委員会の活動を通じ、より一層牽制機能の強化等による業務執行の適切な監督を行うことで経営の透明性と質の向上を図り、アカウンタビリティ（説明責任）をより明確に果たし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2023年3月31日現在)

事業セグメント	事業区分	事業内容
建機用フィルタ事業	建機用フィルタ	油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダ、クレーン等の建設用機械向けフィルタ及び関連部材の製造及び販売
	産業用フィルタ	工作機械、プレス機等の一般産業機械向けフィルタ及び関連部材の製造及び販売
	プロセス用フィルタ	純水用フィルタ、洗浄用フィルタ、薬液溶剤用フィルタ、精密洗浄フィルタ、プロセスフィルタ及び関連部材の製造及び販売
エアフィルタ事業	エアフィルタ	プレフィルタ、中高性能エアフィルタ及び関連部材の製造及び販売

(6) 企業集団の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	横浜市中区
佐賀事業所	佐賀県三養基郡上峰町
横須賀イノベーションセンタ	神奈川県横須賀市

② 子会社

YAMASHIN AMERICA INC.	Illinois,USA
YAMASHIN EUROPE BRUSSELS	Brussels,Belgium
YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.	Cebu,Philippines
YAMASHIN THAI LIMITED	Bangkok,Thailand
YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.	Suzhou Jiangsu,China
株式会社アクシー	大阪府大阪市住之江区南港北
YAMASHIN VIETNAM CO., LTD	Vinh Phuc Province,Vietnam

(7) 企業集団の使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
788 (380) 名	19名増 (180名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員数には、パート、嘱託社員及び派遣社員が含まれております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
166 (68) 名	2名減 (13名減)	39.6歳	8.8年

(注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員数には、パート、嘱託社員及び派遣社員が含まれております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行 (注1、2)	760,018千円
株式会社三菱UFJ銀行 (注1、2、3)	646,275千円

(注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額4,000百万円のコミットメントライン契約を取引銀行と締結しております。

2. 株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行の借入残高には、コミットメントライン契約に係る借入実行額280百万円が含まれております。

3. 連結子会社である株式会社アクシーにおける借入金が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 203,580,000株
- ② 発行済株式の総数 71,567,384株
- ③ 株主数 22,985名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社やまびこホールディングス	12,055 千株	16.8%
株式会社あさまホールディングス	12,000	16.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,812	8.1
山 崎 裕 明	2,038	2.8
山 崎 敬 明	2,017	2.8
株式会社みなとホールディングス	1,800	2.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,182	1.6
山 崎 敦 彦	1,129	1.5
株式会社三井住友銀行	900	1.2
株式会社けやきホールディングス	900	1.2
株式会社しらかばホールディングス	900	1.2

(注) 持株比率は自己株式1,010株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	132,490株	3名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	山崎 敦彦	株式会社アクシー取締役会長
取締役専務執行役員	井岡 周久	
取締役常務執行役員	山崎 裕明	YAMASHIN AMERICA INC. 取締役 YAMASHIN EUROPE BRUSSELS 取締役 YAMASHIN THAI LIMITED 取締役 YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC. 董事長
取締役	森田 秀朗	株式会社アクシー取締役
取締役 (常勤監査等委員)	大越 和弘	
取締役 (監査等委員)	福崎 真也	株式会社コロナイド社外取締役 (監査等委員) 福崎法律事務所代表弁護士 株式会社フォーサイト社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	板野 泰之	株式会社データ・アプリケーション社外取締役 (常勤監査等委員) 株式会社ヨータイ社外取締役
取締役 (監査等委員)	高辻 成彦	青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師 多摩大学社会的投資研究所客員研究員 情報経営イノベーション専門職大学客員教授 日本ガバナンス・企業価値研究所所長・経済アナリスト 東京都市大学共通教育部非常勤講師 パンチ工業株式会社社外取締役・取締役会議長 NITTOKU株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役森田秀朗氏、取締役福崎真也氏、取締役板野泰之氏、取締役高辻成彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大越和弘氏は、常勤の監査等委員であります。社内事情に精通した者が、社内会議等への出席や内部監査部門との連携を密に図ることを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めることを目的に常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、取締役森田秀朗氏、取締役福崎真也氏、取締役板野泰之氏、取締役高辻成彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中における重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
高辻 成彦	—	東京都市大学共通教育部非常勤講師	2022年4月1日
高辻 成彦	パンチ工業株式会社社外取締役	パンチ工業株式会社社外取締役 取締役会議長	2022年6月23日
高辻 成彦	—	NITTOKU株式会社社外取締役	2022年6月28日
福崎 真也	—	株式会社フォーサイト社外取締役 (監査等委員)	2023年3月30日
高辻 成彦	青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師	—	2023年3月31日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く。)	4	260	147	101	11
(うち社外取締役)	(1)	(4)	(4)	(—)	(—)
取締役 (監査等委員)	4	22	22	—	—
(うち社外取締役)	(3)	(14)	(14)	(—)	(—)
合計	8	283	170	101	11
(うち社外取締役)	(4)	(19)	(19)	(—)	(—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額、譲渡制限付株式報酬制度の報酬限度額、監査等委員の報酬限度額は、2. (3) ④ ロ. 報酬等の額の決定方法 (注) に記載のとおりであります。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標の内容等は、2. (3) ④ 取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法に記載のとおりであります。なお、当事業年度の当社の連結営業利益は12億35百万円、連結税金等調整前当期純利益は8億89百万円百万円であります。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. (1) ⑤ 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況及び2. (3) ④取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法に記載のとおりであります。
5. 上記の「業績連動報酬等」については、2023年3月期に係る業績を反映し、引当金として費用計上した金額を記載しております。なお、各取締役の業績評価を加味した実際の支給総額については2023年6月以降に開催する報酬委員会において決定いたします。「非金銭報酬等」は、当事業年度中に費用計上した額であります。
6. 上記のほか社外役員が当社子会社から受けた当事業年度の役員としての報酬額は3百万円であります。

④ 取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

イ. 方針

取締役の報酬は、各取締役の役割に応じて、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」から構成されております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役には、固定報酬である「基本報酬」のみを支給しております。

「業績連動報酬」は、業績向上への意欲を高めるため、業務成果に関わりが深い項目であると判断し、連結営業利益及び連結税金等調整前当期純利益を指標としております。「業績連動報酬」の決定方法は、連結営業利益及び連結税金等調整前当期純利益に一定率を乗じて決定しております。

「譲渡制限付株式報酬」は、当社株主と利益意識を共有し、中長期的視点で企業価値向上に取り組むため割り当てております。当制度の導入目的に鑑み、対象取締役の役位等に基づき上位者ほど報酬全体に占める構成比が高くなるよう設計しております。また、総額については、対象取締役の役割や金銭報酬とのバランス等の事項を総合的に勘案し設定しております。なお、取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針については、独立社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の「指名・報酬委員会」で審議し、取締役会で当該委員会からの答申を議論した上で決定いたしました。

(報酬構成とその支給対象)

役員区分	固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	趣旨
取締役（社外取締役である取締役を除く。）	○	○	○	業務執行を担う役割のため、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬・株式報酬の報酬構成としております。
社外取締役	○	－	－	独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、固定報酬のみとし、業績連動報酬・株式報酬の支給はありません。

監査等委員	○	-	-	独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、固定報酬のみとし、業績連動報酬・株式報酬の支給はありません。
-------	---	---	---	--

□. 報酬等の額の決定方法

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員の最高限度額の範囲内で決定しています。なお、当社は2016年6月23日に独立社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の「指名・報酬委員会」を設定しており、取締役の報酬制度の妥当性については、取締役会からの諮問を受け、取締役福崎真也を委員長とする本委員会でも審議し、その結果を取締役に答申しております。取締役会では当該答申を議論した上、当社の報酬制度に基づき決定いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員の報酬は、株主総会の決議により定められた監査等委員の報酬総額の最高限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2016年6月23日開催の第61回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役0名）です。また、譲渡制限付株式報酬制度の報酬総額は、2020年6月24日開催の第65回定時株主総会にて年額100百万円以内、株式数の上限を年150,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。また、監査等委員の報酬総額は、2016年6月23日開催の第61回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役森田秀朗氏は、当社の子会社である株式会社アクシーの取締役であります。
- ・ 監査等委員である取締役福崎真也氏は、株式会社コロワイドの監査等委員

である社外取締役、福岡法律事務所代表弁護士及び株式会社フォーサイトの監査等委員である社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査等委員である取締役板野泰之氏は、株式会社データ・アプリケーションの常勤監査等委員である社外取締役及び株式会社ヨータイの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役高辻成彦氏は、青山学院大学大学院法学研究科の非常勤講師、多摩大学社会的投資研究所の客員研究員、情報経営イノベーション専門職大学の客員教授、日本ガバナンス・企業価値研究所の所長兼経済アナリスト、東京都市大学共通教育部の非常勤講師、パンチ工業株式会社の社外取締役兼取締役会議長及びNITTOKU株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 森 田 秀 朗	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。企業経営に携わった豊富な経験・見識を活かし、当社において業務執行から独立した客観的立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 福 崎 真 也	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 板 野 泰 之	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会16回の全てに出席いたしました。事業会社の代表取締役としての経験・知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のため当社経営全般についての発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 高 辻 成 彦	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会16回の全てに出席いたしました。経済・企業分析、機械業界、IRの専門家としての幅広い知見・見識を活かし、主に独立した客観的な立場からの適切な会社の業績等の評価による経営の健全性確保についての発言を行っております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役

□. 保険契約の内容の概要

被保険者がイ. の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担することとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の方針・内容、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.ほか5社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2016年6月23日の第61回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、監査役に関係する体制の変更等を内容とした一部改正を同日の取締役会において決議しております。

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - (2) 企業行動指針を制定し、企業活動の根本理念を明確にした上で、社員のコンプライアンス教育を実施する。
 - (3) コンプライアンスに係る相談窓口を総務部に設置し、通報や相談ができる仕組みを作る。総務部及び監査等委員である取締役は、平素より連携し、全社グループのコンプライアンス体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を取締役が閲覧可能な状態で保存する。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は当社へ報告を行う。
 - (3) 経営会議及びグループ会社全体の会議により情報共有を図る。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「危機管理規程」を定め、有事の際の情報伝達と緊急体制を整備する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 本部制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化等、経営機能に専念し、業務執行権限を本部長に委譲して業務執行責任を明確にし、事業構造改革を迅速に進める。
 - (2) 「関係会社管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当本部長が各責任者への指示、管理を行い、経営会議等にて適宜報告を行うとともに、本部間をまたがる案件については担当本部長間にて調整を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保ち、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を決め、事業の総括的な管理を行う。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (2) 当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置することができる体制を確保することとしている。
 - (2) 当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
 - (3) 当該使用人は、監査等委員会に指示命令権があるものとする。
8. 監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生又はそのおそれがあるとき、法令違反行為や不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものとして定めている事項が生じたときは、監査等委員会に通報又は報告するものとする。
 - (2) 当該通報又は報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は、速やかに支払う。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、会社が対処

すべき課題、会計を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

- (1) 当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。
- (2) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たないことを基本方針とし、提供や協力、加担等、一切の交流・関わりを持つことを禁止する。
- (3) 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し、弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、毎年「コンプライアンス委員会」を開催し、当社及びグループ各社の使用人に対するコンプライアンスについての活動方針を定め、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款等を遵守するための取組みを継続的に行っております。

(3) グループ会社の経営体制

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、グループ会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。また、業務監理委員会を設置し、グループ会社が行う業務執行に関するリスクテイクの監視及び牽制を行っております。

(4) 監査等委員会の監査体制

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人と対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、将来の成長に向けた戦略的投資に必要な内部留保の充実と連結配当性向(注1)、配当利回り(注2)、総還元性向(注3)並びにDOE(株主資本配当率)(注4)を踏まえた利益還元とのバランスを勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2023年5月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

①株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 214,699,122円

なお、中間期において、中間配当金普通株式1株につき金3円を実施しておりますので、当期の年間配当金は普通株式1株につき金6円となります。

②剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

(注1) 連結配当性向 = (配当金総額 ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益) × 100

(注2) 配当利回り = (1株あたり配当金 ÷ 期末日現在の株価) × 100

(注3) 総還元性向 = (配当金総額 + 株主優待 + 自己株式取得) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益 × 100

(注4) DOE(株主資本配当率) = (年間配当総額 ÷ 株主資本) × 100 = (ROE × 配当性向)

連結貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,923,796	流動負債	3,343,253
現金及び預金	4,113,986	支払手形及び買掛金	1,453,075
受取手形及び売掛金	4,446,954	短期借入金	280,000
商品及び製品	2,493,023	1年内返済予定の長期借入金	403,380
仕掛品	13,838	未払金	393,781
原材料及び貯蔵品	1,634,531	未払法人税等	88,657
その他	221,462	賞与引当金	239,091
固定資産	12,658,018	役員賞与引当金	101,186
有形固定資産	11,683,755	その他	384,081
建物及び構築物	5,188,393	固定負債	1,260,803
機械装置及び運搬具	1,352,193	長期借入金	722,913
工具、器具及び備品	279,536	退職給付に係る負債	257,549
土地	3,636,821	その他	280,340
建設仮勘定	797,146	負債合計	4,604,056
その他	429,665	(純資産の部)	
無形固定資産	172,924	株主資本	20,523,284
ソフトウェア	139,557	資本金	6,499,584
その他	33,367	資本剰余金	6,239,584
投資その他の資産	801,338	利益剰余金	7,784,292
投資有価証券	31,900	自己株式	△176
退職給付に係る資産	21,764	その他の包括利益累計額	454,473
繰延税金資産	542,346	その他有価証券評価差額金	2,648
差入保証金	73,476	為替換算調整勘定	451,825
その他	131,850	純資産合計	20,977,758
資産合計	25,581,815	負債純資産合計	25,581,815

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,605,517
売上原価		11,292,566
売上総利益		7,312,951
販売費及び一般管理費		6,077,759
営業利益		1,235,191
営業外収益		
受取利息	4,995	
受取配当金	966	
補助金収入	4,920	
スクラップ売却益	11,453	
その他	15,743	38,078
営業外費用		
支払利息	20,864	
為替差損	257,984	
支払手数料	54,000	
その他	25,390	358,239
経常利益		915,030
特別利益		
固定資産売却益	1,263	1,263
特別損失		
固定資産除売却損	3,940	
減損損失	12,040	
品質保証対応損失	10,360	26,340
税金等調整前当期純利益		889,953
法人税、住民税及び事業税	231,348	
法人税等調整額	13,178	244,527
当期純利益		645,425
親会社株主に帰属する当期純利益		645,425

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,473,936	6,213,936	7,567,780	△164	20,255,489
当連結会計年度変動額					
新株の発行	25,647	25,647			51,295
剰余金の配当			△428,914		△428,914
親会社株主に帰属する 当期純利益			645,425		645,425
自己株式の取得				△11	△11
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	25,647	25,647	216,511	△11	267,795
当連結会計年度末残高	6,499,584	6,239,584	7,784,292	△176	20,523,284

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△628	316,524	315,896	20,571,385
当連結会計年度変動額				
新株の発行			－	51,295
剰余金の配当			－	△428,914
親会社株主に帰属する 当期純利益			－	645,425
自己株式の取得			－	△11
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	3,276	135,300	138,577	138,577
当連結会計年度変動額合計	3,276	135,300	138,577	406,372
当連結会計年度末残高	2,648	451,825	454,473	20,977,758

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

7社

- ・連結子会社の名称

YAMASHIN AMERICA INC.

YAMASHIN EUROPE BRUSSELS

YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.

YAMASHIN THAI LIMITED

YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.

株式会社アクシー

YAMASHIN VIETNAM CO., LTD

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日であるYAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法を採用しております。）
以外のもの
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、仕掛品 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。一部の連結子会社は製品及び仕掛品について売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用し、原材料については総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

在外連結子会社の有形固定資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、当連結会計年度末における自己都合退職時の要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社の一部は、従業員の退職金の支給に備えるため、当該連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一括費用処理しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,493,023千円
仕掛品	13,838千円
原材料及び貯蔵品	1,634,531千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、建機用フィルタ事業及びエアフィルタ事業を営んでおり、各事業の製造・販売に必要な原材料及び製品等の棚卸資産を保有しております。

当社グループでは棚卸資産の評価を実施する際に、原則として個別品目単位ごとに評価判定を実施しております。

連結会計年度末日において、正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）が棚卸資産の取得原価より下落している場合には、棚卸資産を正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた棚卸資産について処分見込み価額で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。

市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合あるいは営業循環過程から外れた棚卸資産が大幅に増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額から損失が発生し重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,595,971千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行を主幹事とする計2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	280,000千円
差引額	3,720,000千円

なお、当該貸出コミットメント契約には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(3) 収益認識に関する事項

その他流動負債のうち、契約負債の金額

契約負債 7,934千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

有形固定資産の減損損失を計上しており、その内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

会社	用途	内訳	減損損失 金額	場所
株式会社アクシー	工場	機 械 装 置	12,040	大阪府大阪市

減損損失の認識に至った経緯等

当社グループは、会社別・事業セグメントを基礎に資産のグルーピングを行っておりますが、一部の資産又は資産グループについては、他の資産グループから独立してキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングを行っております。

上記資産については、将来の使用見込がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、他への転用及び売却の可能性がないことから、その価値を零としております。

(2) 品質保証対応損失

当社の子会社である株式会社アクシーの外注先に起因する製品不具合による損害を品質保証対応損失として特別損失に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

株式の種類	当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末
発行済株式				
普通株式	71,405,570	161,814	—	71,567,384
合計	71,405,570	161,814	—	71,567,384
自己株式				
普通株式	571	439	—	1,010
合計	571	439	—	1,010

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加161,814株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加416株は、譲渡制限付株式報酬の無償取得によるもの、23株は、買取請求によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(イ) 2022年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 214,214千円
- ・1株当たり配当額 3.0円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月23日

(ロ) 2022年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 214,699千円
- ・1株当たり配当額 3.0円
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年12月2日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2023年5月15日開催の取締役会決議において以下のとおり決議いたしました。

・配当金の総額	214,699千円
・1株当たり配当額	3.0円
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とします。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資本市場からの資金調達もしくは銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としており、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、規程に従い、営業債権について各営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社につきましても、当社に準じた方法で債権管理を行っております。

b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務につきましても、原則先物為替予約によるヘッジは行っておりません。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の状況を把握した上で財務部で適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社につきましても、当社に準じた方法で流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	4,113,986	4,113,986	—
② 受取手形及び売掛金	4,446,954	4,446,954	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	31,900	31,900	—
資産計	8,592,840	8,592,840	—
④ 支払手形及び買掛金	1,453,075	1,453,075	—
⑤ 短期借入金	280,000	280,000	—
⑥ 1年内返済予定の長期借入金	403,380	404,821	1,441
⑦ 長期借入金	722,913	719,453	△3,459
負債計	2,859,368	2,857,351	△2,017

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

④支払手形及び買掛金、⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

⑥1年内返済予定の長期借入金、⑦長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 293円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円03銭 |

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

事業区分	
建機用フィルタ	14,328,888
産業用フィルタ	749,284
プロセス用フィルタ	867,823
エアフィルタ	2,659,521
合計	18,605,517

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,995,697	流 動 負 債	2,323,794
現金及び預金	1,413,549	電子記録債務	410,742
受取手形	20,390	買掛金	747,950
電子記録債権	732,699	短期借入金	280,000
売掛金	2,405,324	1年内返済予定の長期借入金	199,992
商品及び製品	1,419,671	リース債務	1,826
原材料及び貯蔵品	337,272	未払金	240,578
前払費用	73,492	未払費用	81,412
関係会社短期貸付金	225,192	未払法人税等	45,592
未収入金	360,671	未払消費税等	6,229
未収選付法人税等	468	預り金	13,416
未収収益	6,944	賞与引当金	154,829
その他	22	役員賞与引当金	101,186
固 定 資 産	13,548,967	その他	40,037
有 形 固 定 資 産	6,089,774	固 定 負 債	608,563
建物	2,889,866	長期借入金	350,026
構築物	182,892	長期リース債務	5,442
機械及び装置	566,053	退職給付引当金	252,877
車両運搬具	0	その他	217
工具、器具及び備品	97,180	負 債 合 計	2,932,358
土地	1,743,231	(純 資 産 の 部)	
リース資産	7,160	株 主 資 本	17,612,307
建設仮勘定	603,389	資 本 金	6,499,584
無 形 固 定 資 産	158,560	資 本 剰 余 金	6,239,584
ソフトウェア	126,708	資本準備金	6,239,584
その他	31,852	利 益 剰 余 金	4,873,314
投 資 そ の 他 の 資 産	7,300,632	利益準備金	43,300
関係会社株式	3,308,493	その他利益剰余金	4,830,014
関係会社出資金	461,405	別途積立金	3,000,000
出資	1,800	繰越利益剰余金	1,830,014
関係会社長期貸付金	2,897,566	自 己 株 式	△176
繰延税金資産	469,054	純 資 産 合 計	17,612,307
差入保証金	50,777	負 債 純 資 産 合 計	20,544,665
その他	111,536		
資 産 合 計	20,544,665		

損 益 計 算 書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,217,460
売 上 原 価		9,209,388
売 上 総 利 益		4,008,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,915,978
営 業 利 益		92,092
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	30,653	
受 取 配 当 金	326,011	
そ の 他	24,413	381,078
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,245	
為 替 差 損	141,325	
支 払 手 数 料	54,000	
そ の 他	12,960	217,532
経 常 利 益		255,639
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,964	2,964
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,365	3,365
税 引 前 当 期 純 利 益		255,238
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,534	
法 人 税 等 調 整 額	17,077	54,611
当 期 純 利 益		200,626

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,473,936	6,213,936	6,213,936	43,300	3,000,000	2,058,302	5,101,602
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	25,647	25,647	25,647				-
剰 余 金 の 配 当			-			△428,914	△428,914
当 期 純 利 益			-			200,626	200,626
自 己 株 式 の 取 得			-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-				-
当 期 変 動 額 合 計	25,647	25,647	25,647	-	-	△228,287	△228,287
当 期 末 残 高	6,499,584	6,239,584	6,239,584	43,300	3,000,000	1,830,014	4,873,314

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△164	17,789,310	17,789,310
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		51,295	51,295
剰 余 金 の 配 当		△428,914	△428,914
当 期 純 利 益		200,626	200,626
自 己 株 式 の 取 得	△11	△11	△11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	-
当 期 変 動 額 合 計	△11	△177,003	△177,003
当 期 末 残 高	△176	17,612,307	17,612,307

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法を採用しております。）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～30年
機械及び装置	2～17年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職時の要支給額を退職給付債務とする方法により計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,419,671千円
原材料及び貯蔵品	337,272千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、建機用フィルタ事業及びエアフィルタ事業を営んでおり、各事業の製造・販売に必要な原材料及び製品等の棚卸資産を保有しております。

当社では棚卸資産の評価を実施する際に、個別品目単位ごとに評価判定を実施しております。

事業年度末日において正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）が棚卸資産の取得原価より下落している場合には、棚卸資産を正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた棚卸資産について処分見

込み価額で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。

市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合あるいは営業循環過程から外れた棚卸資産が大幅に増加した場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の金額から損失が発生し重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,402,071千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社アクシー 576,275千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は以下のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,302,610千円

② 短期金銭債務 588,722千円

③ 長期金銭債権 6,944千円

(4) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行を主幹事とする計2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	280,000千円
差引額	3,720,000千円

なお、当該貸出コミットメント契約には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(5) 収益認識に関する事項

その他流動負債のうち、契約負債の金額

契約負債 642千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,561,141千円
② 仕入高	7,293,254千円
③ その他営業取引	194,360千円
④ 営業取引以外の取引高	367,778千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,010株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	205,726千円
退職給付引当金	77,380 //
繰越欠損金	60,912 //
賞与引当金	47,377 //
棚卸資産評価損	23,612 //
未払費用	24,493 //
未払事業税等	12,282 //
その他	17,269 //
繰延税金資産合計	469,054 //

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.	1,098,331 千円	当社製品・ 半製品の製造	所有 直接 100	—	当社製品・ 半製品の製 造原材料の給	製品・ 半製品 の購入等 (注1)	6,209,485	買掛金	511,083
							原材料 等の支給 (注2)	844,420	未収入金	123,257
							配当金 の受け取り (注3)	60,000	—	—
子会社	YAMASHIN AMERICA INC.	2,000 千米ドル	当社製品の 販売	所有 直接 100	役員の兼任	当社製品 の販売	製品の販売 (注2)	2,301,959	売掛金	424,520
子会社	YAMASHIN EUROPE BRUSSELS	163 千ユーロ	当社製品の 販売	所有 直接 100	役員の兼任	当社製品 の販売	製品の販売 (注2)	889,322	売掛金	273,120
子会社	YAMASHIN THAI LIMITED	110,000 千バーツ	当社製品の 販売	所有 直接 100	役員の兼任	当社製品 の販売	製品の販売 (注2)	996,476	売掛金	189,988
							配当金 の受け取り (注3)	127,054	—	—

子会社	YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.	10,000 千人民元	当社製品の 研究・開発・販売	所有 直接 100	役員兼任	当社 製品 研究 開発 販売	社 の 及 売	製品の 販売 (注2)	361,435	売掛金	84,845
								手数料 の 支払い (注2)	180,965	未払金	16,014
								配当 金の 受け 取り (注3)	57,435	—	—
子会社	株式会社アクシー	50,000 千円	エアフィルタ製品の 製造・販売 及び 当社製品の 製造	所有 直接 100	役員兼任	当社 製品 原料 材料 の 支 給 の 助 成 債 務 保 証	社 の 造 の 給 の 助 成	製品の 販売 (注2)	11,947	売掛金	3,501
								製品・ 半製品 の 購入等 (注1)	497	買掛金	92
								原材 料 等 の 支給 (注2)	△699	未収入金	20,092
								利息 の 受け 取り (注4)	17,823	関係会社 貸付金	1,714,608
								債 務 保 証 (注5)	576,275	—	—
子会社	YAMASHIN VIETNAM CO., LTD	74,861,117 千ドン	当社製品・ 半製品の製造	所有 直接 100	—	当社製品・ 半製品の 製造 原料 材料 の 支 給	社 の 造 の 給	製品・ 半製品 の 購入等 (注1)	1,076,711	買掛金	58,288
								原材 料 等 の 支給 (注2)	119,565	未収入金	180,184
								利息 の 受け 取り (注4)	8,757	未収収益	6,944
										関係会社 貸付金	1,408,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品・半製品の購入につきましては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 価格その他の取引条件につきましては、市場実勢及び原価を勘案して決定しております。
3. 配当金につきましては、子会社の利益剰余金から必要投資額等を控除した金額をベースに協議の上決定しております。
4. 子会社に対する貸付金につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。保証料は受け取っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 246円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円81銭 |

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ヤマシンフィルタ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和寿
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山崎 光隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシンフィルタ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシンフィルタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ヤマシンフィルタ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和寿
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシンフィルタ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

ヤマシンフィルタ株式会社 監査等委員会

監査等委員 大越 和弘 ㊞

監査等委員 福崎 真也 ㊞

監査等委員 板野 泰之 ㊞

監査等委員 高辻 成彦 ㊞

(注) 監査等委員福崎真也、板野泰之及び高辻成彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の一層の充実及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、現行定款第18条（員数）に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を1名増員し、5名から6名に変更するものであります。その他所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（員数）</p> <p>第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>附則</p> <p>（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</p> <p>第61回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</p>	<p>（員数）</p> <p>第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内とする。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 （現行どおり）</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役及び社外取締役をそれぞれ1名ずつ増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	山崎 敦彦 (1953年5月25日)	1980年5月 当社取締役 1987年4月 当社取締役営業部長 1990年12月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社内部監査室長 当社品質保証本部長 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 2022年1月 株式会社アクシー取締役会長（現任）兼任	1,129,258株
2	井岡 周久 (1959年1月2日)	1982年4月 野村證券株式会社入社 1994年11月 ロイコ・ハベラ株式会社（現ロイコ・ジャパン株式会社）入社 同社CFO 1999年9月 同社代表取締役兼CFO 2005年2月 dSPACE JAPAN株式会社入社 同社CFO 2008年11月 株式会社大都技研入社 同社財務経理部長兼総務部長 2011年6月 株式会社ナカアンドカンパニー入社 同社最高財務責任者兼執行役員 2012年9月 当社入社 財務経理部長 2012年12月 YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP. 取締役兼任 YAMASHIN FILTER SHANGHAI INC. 監事兼任 YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC. 監事兼任 2016年10月 当社執行役員管理本部長 2018年6月 当社取締役管理本部長 2019年8月 株式会社アクシー取締役兼任 2020年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	54,831株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やまざき ひろあき 山崎 裕明 (1984年4月12日)	2011年4月 当社入社 2014年10月 YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP. 代表取締役 2017年4月 当社建機フィルタ営業部長 2018年4月 YAMASHIN AMERICA INC. 取締役(現任) 兼任 YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV. (現YAMASHIN EUROPE BRUSSELS) 取締役(現任) 兼任 YAMASHIN THAI LIMITED 取締役(現任) 兼任 2018年7月 YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC. 董事長(現任) 兼任 2018年8月 当社営業本部長 2019年4月 当社執行役員営業本部長 2020年4月 当社執行役員営業統括 2020年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	2,038,695株
4	もり た ひであき 森田 秀朗 (1950年5月9日)	1976年8月 オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 2002年1月 同社近畿営業本部副本部長 2003年1月 同社執行役員 2003年4月 同社執行役員近畿営業本部本部長 2006年1月 同社常務執行役員 2009年3月 オリックス不動産株式会社副社長 2010年1月 オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社取締役社長 2011年6月 株式会社大阪シティドーム監査役 2013年9月 オリックス野球クラブ株式会社監査役 2015年12月 大阪府監査委員 2020年6月 株式会社アクシー取締役(現任) 兼任 2020年6月 当社社外取締役(現任)	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
*5	よし かわ みよこ 吉川美代子 (1954年5月8日)	1977年4月 株式会社東京放送(現TBSホールディングス)入社 アナウンス部 1982年10月 同社報道局兼務 1998年7月 同社アナウンス部副部長 2000年4月 株式会社TBSテレビ放送倫理委員会委員 2000年7月 同社アナウンス部専門職部長 2001年7月 同社TBSアナウンススクール校長兼任 2004年7月 同社編成局アナウンス部専門職局次長 2005年4月 同社報道局解説委員兼任 2005年4月 NPO法人全国万引犯罪防止機構理事兼広報委員長 2006年2月 警察庁付属機関「警察大学校」講師 2010年7月 株式会社TBSテレビ編成局アナウンス部専門職局長 2014年6月 株式会社キャスト・プラス取締役 2016年7月 株式会社オフィスM&G代表取締役(現任) 2017年4月 京都産業大学現代社会学部客員教授(現任)	—
*6	やま ぎき たか あき 山崎敬明 (1987年2月10日)	2015年5月 当社入社 2015年6月 当社品質保証本部品質保証部 2016年1月 YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.出向 2017年7月 同社取締役 2018年10月 当社生産本部購買部購買課長 2019年3月 当社管理本部経営企画室課長 2019年9月 当社生産本部生産管理部長 2020年11月 株式会社アクシー取締役兼任 2021年4月 当社執行役員S・CM本部長(現任) 2022年4月 YAMASHIN AMERICA INC. 取締役(現任)兼任	2,017,101株

- (注) 1. *は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 山崎敦彦氏、山崎裕明氏及び山崎敬明氏は、当社の大株主であり、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等に該当いたします。
 4. 森田秀朗氏及び吉川美代子氏は、社外取締役候補者であります。
 5. (1) 山崎敦彦氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社での経営者としての豊富な経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともにグループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。
 (2) 井岡周久氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社での財務経理部長、管理

本部長としての豊富な経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けたグループの財務戦略等の実現を図ることができることを期待したためであります。

- (3) 山崎裕明氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社及び関係会社において主要ポストを歴任した経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けたグループの開発及び営業戦略等の実現を図ることができることを期待したためであります。
 - (4) 森田秀朗氏を取締役候補者とした理由は、他の企業において、企業経営に携わった豊富な経験から、当社グループ経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断したためであります。森田秀朗氏が社外取締役として再任された際は、企業経営に携わった経験・知見を活かし、当社において、主に業務執行から独立した客観的な視点に基づく利益相反等を含む経営の監督機能強化及び取締役会の透明性の向上を果たしていただくことを期待しております。
 - (5) 吉川美代子氏を取締役候補者とした理由は、他の企業において、コンプライアンスやジェンダーに関する業務に携わった豊富な経験から、当社グループ経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断したためであります。吉川美代子氏には、コンプライアンスやジェンダーに関する業務に携わった経験・知見を活かし、当社において、主に業務執行から独立した客観的な視点に基づく利益相反等を含む経営の監督機能強化及び取締役会の透明性の向上を果たしていただくことを期待しております。
 - (6) 山崎敬明氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社及び関係会社において主要ポストを歴任した経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けたグループの生産管理及び購買戦略等の実現を図ることができることを期待したためであります。
6. 当社は、森田秀朗氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、森田秀朗氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 8. 森田秀朗氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 9. 吉川美代子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 10. 吉川美代子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 11. 取締役候補者である山崎敦彦氏、井岡周久氏、山崎裕明氏及び森田秀朗氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、当社取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、新任候補者である吉川美代子氏及び山崎敬明氏の選任が承認された場合には、同内容の保険契約を締結する予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 12. 監査等委員会の意見
監査等委員でない取締役の選任については、社外取締役を構成員とする指名委員会の審議内容を踏まえ、各候補者の適格性等について評価した結果、監査等委員会として、特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち、高辻成彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">たか つじ なる ひこ 高 辻 成 彦 (1977年10月4日)</p>	<p>2000年4月 経済産業省入省関東経済産業局 2004年4月 同省経済産業政策局調査統計部 2007年6月 株式会社三井住友銀行入行 2009年7月 株式会社ティー・アイ・ダヴリュ入社 2011年6月 ナプテスコ株式会社入社 2013年1月 株式会社ユーザーベース入社シニアアナリスト 2014年5月 いちよし証券株式会社入社 株式会社いちよし経済研究所シニアアナリスト 2020年7月 株式会社フィスコ入社シニアエコノミスト兼シニアアナリスト 2021年4月 青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師 2021年4月 多摩大学社会的投資研究所客員研究員(現任) 2021年6月 パンチ工業株式会社社外取締役 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2022年1月 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授(現任) 2022年2月 日本ガバナンス・企業価値研究所所長・経済アナリスト(現任) 2022年4月 東京都大学共通教育部非常勤講師(現任) 2022年6月 パンチ工業株式会社社外取締役・取締役会議長(現任) 2022年6月 NITTOKU株式会社社外取締役(現任)</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高辻成彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 高辻成彦氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、経済・企業分析、機械業界、IRの専門家としての専門家としての幅広い知見と見識を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断しております。
4. 高辻成彦氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任してから本総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は、高辻成彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、高辻成彦氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、高辻成彦氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月23日開催の第61回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、経営体制の一層の充実及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を2名増員に伴う報酬額の増加を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額3億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と改めたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員の状況④取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」をご参照ください。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

2020年6月24日開催の第65回定時株主総会において、第4号議案の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年150,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を従来以上に高めることを目的として、また、対象取締役の員数増加を考慮し、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億5千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年450,000株以内（ただし、本議案が可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）へと変更したいと存じます。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告「2. 会社の現況(3) 会社役員の状況④取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

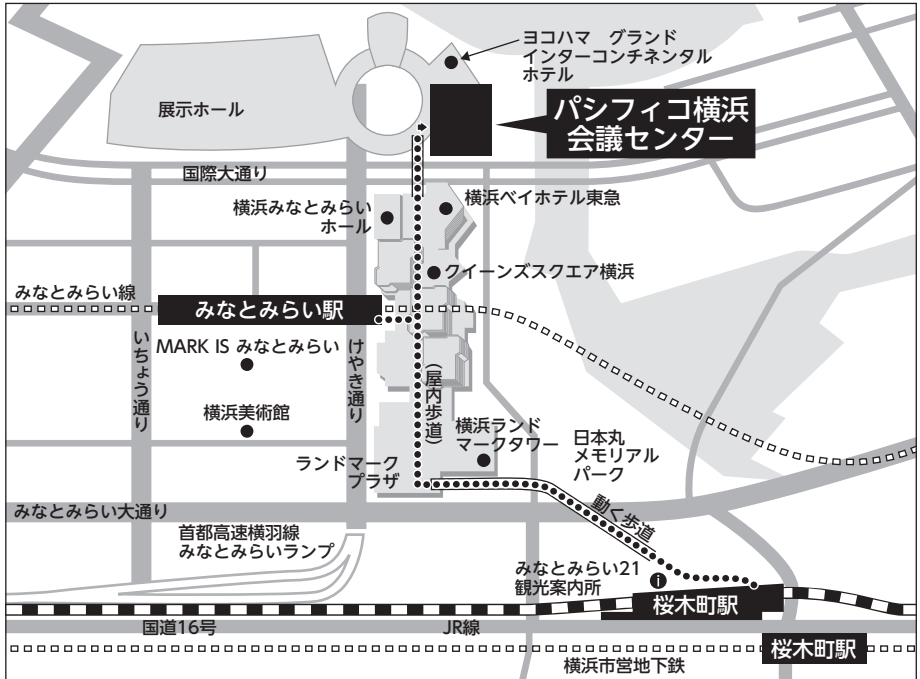
(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜 会議センター 5階
503会議室
TEL 045-221-2155 (総合案内)



交通 みなとみらい線 みなとみらい駅より 徒歩8分
JR線・市営地下鉄 桜木町駅より 徒歩20分

駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。